

食安輸発 1 1 0 1 第 2 号  
平成 2 3 年 1 1 月 1 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令の実施について  
(インド産養殖えび)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成23年10月21日付け食安輸発1021第1号)の通知別添1の2に示すインド公的検査機関が発行した証明書が添付されている場合は、検査命令を免除しているところです。

今般、下記の検査機関により発行され、フラゾリドン不検出の証明書が添付された貨物のモニタリング検査を行ったところ、フラゾリドンが検出された事例がありました。

については、本日以降、下記検査機関が発行する証明書の受け入れを停止し、上記通知別添1の2を別紙のとおり変更するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

検査機関名称：Interfield Laboratories

検査機関住所： /1208 Interprint house, Kochi-682 005, Kerala, India